

全日本吹奏楽コンクール山口県大会の出演順の決定方法に関する内規

山口県吹奏楽連盟

(趣旨)

第1条 全日本吹奏楽コンクール山口県大会(以下「コンクール」という)の出演順については、この内規の定めるところにより、団体会員による抽選に基づいて決定するものとする。

(抽選の実施)

第2条 抽選は、コンクールの開催前に行われる直近の課題曲講習会・指導者クリニック(以下「講習会」という)の日に行う。
2 抽選は、講習会の受付と併せて行う。ただし、午後の講習会が終了した時に終了するものとする。

(抽選の方法)

第3条 団体会員は、一連番号のうちから一の番号を抽選するものとする。
2 団体会員が、所属地区若しくは所属種別部会の常任理事に対しあらかじめ講習会に欠席する旨及び抽選を委任する旨を申し出たときは、当該常任理事は当該団体会員に代わって抽選を行うことができる。
3 団体会員は、参加を予定する部門にかかわらず団体の種別で分けられた一連番号のうちから抽選するものとする。

(抽選結果の公表)

第4条 抽選の結果は、講習会が終了した後、講習会の会場に掲示して公表するものとする。

(複数チーム参加の場合の特例)

第5条 複数のチームを編成してコンクールに参加する場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ各チームについてそれぞれ抽選をするものとする。
2 前項の抽選について、複数の部門に参加しようとする場合にあっては、参加を予定している部門の略号(A部門及びB部門にあってはそれぞれA及びBとする。)を団体会員の名称の後に記入して行うものとする。
3 チームの数については、コンクールの参加の申し込みの際にこれを減少することができる。
4 抽選の際に参加を予定していた部門については、コンクールの参加の申し込みの際にこれを変更することができる。

(出演順の決定)

第6条 コンクールの出演順は、コンクールの参加の申し込みを受け付けた後、出演部門について、第3条第1項又は前条第1項の規定により抽選された番号の若い順に決定するものとする。
2 抽選を行わなかった団体会員の出演順については、山口県吹奏楽連盟事務局に一任されたものとみなす。

(内規の改定)

第7条 この内規は、常任理事会の議決により改定することができる。

付 則 この規定は平成17年4月22日より効力を発する。